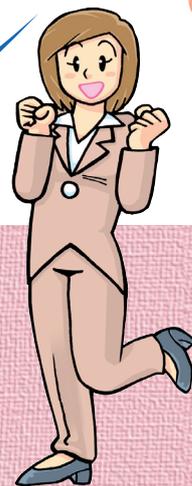


平成22年4月改定

# あなたとワンステップ



## まとめてのご契約がお得です!

2台以上の自動車をお持ちなら、まとめて損保ジャパンでご契約  
いただくとお得です。

台数に応じて「ノンフリート多数割引」が適用できます。

2台の自動車をお持ちのお客さま



**1%**割引

3~5台の自動車をお持ちのお客さま



**3%**割引

6台以上の自動車をお持ちのお客さま



**5%**割引



複数台の保険料を  
まとめて払うのはちょっと  
大変だなあ...



ご安心ください。分割払による  
保険料の割増がない「月払」を  
ご用意しています。

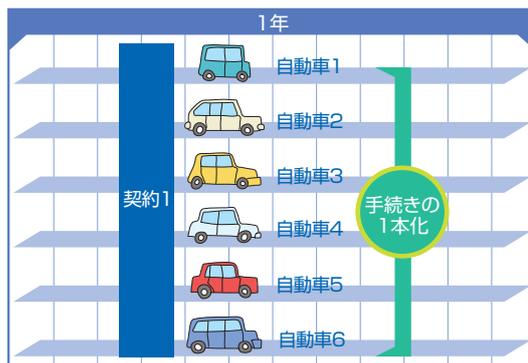
さらに

## 満期管理もラクになります。

- 自動車の台数分必要だったご継続の手続きが、年1回だけで完了します。
- 補償の重複がないかなどの見直しも簡単にでき、最適な補償でご契約いただけるので安心です。



自動車ごとに手続きが必要。  
継続手続きを忘れてしまいそう。



ご継続の手続きは年1回。  
つけ忘れもなくしっかり管理できるので安心です。

## 「ノンフリート多数割引」の適用条件

ご契約者が次のいずれかの方を記名被保険者として、2台以上の自動車を契約付属明細書を用いて1保険証券でご契約になる場合は、下表の割引率を適用します。

### 記名被保険者の範囲

- 1.ご契約者
- 2.ご契約者の配偶者(内縁を含みます。)
- 3.ご契約者またはその配偶者の同居のご親族
- 4.リース業者が保険契約者となる場合はそのリースカーの借主

1保険証券の契約台数	割引率
2台	1%
3台~5台	3%
6台以上	5%

- ご注意**
1. 複数の保険証券でご契約になる場合でも、一定の条件を満たしたときは、この割引が適用されます。
  2. ご契約期間の途中で増車(新たに契約付属明細書を用いて追加して契約)された場合で、一定の条件を満たしたときは、その自動車にもご契約期間の初日時点での契約台数に応じて割引率が適用されます。
  3. ファミリーバイク特約など、一部の特約の保険料には割引が適用されません。

## 保険料の払込方法

一括払

いずれか選択可能です。

分割払  
(割増なし)

「ノンフリート多数割引」適用契約の場合、  
分割払による保険料の割増がない「保険料分割払特約(大口口座振替)」が付帯できます。

ノンフリート多数割引適用契約には、1保険証券の保険料総額にかかわらず、追加の保険料(割増保険料)がかからない「保険料分割払特約(大口口座振替)」が付帯できます。また、ご契約期間の初日の前月末までに、申込書と口座振替依頼書をご提出いただいた場合は、初回保険料から口座振替となり、お手元に現金のご用意は不要です。



継続のご契約に「保険料分割払特約(大口口座振替)」が付帯された場合、継続前のご契約の保険料お支払い方法によっては、継続前のご契約の第12回保険料と、継続後のご契約の第1回保険料が同月に引き落としになることがあります。

#### 【例】(継続前契約)

保険料分割払特約を付帯

#### (継続後契約)

ノンフリート多数割引を適用し、保険料分割払特約(大口口座振替)、初回口座振替特約を付帯(ご契約期間の初日は8月1日)



**ご注意** 継続後のご契約に初回口座振替特約を付帯しない場合、ご契約時に第1回保険料を現金でお支払いいただけます。

▲:口座引き落とし日

お得で便利! まとめて損保ジャパンでご契約いただくことをおすすめします。

- ご注意**
1. 現在のご契約を1保険証券にまとめる際に、現在のご契約を解約していただく場合があります。
  2. 現在のご契約が他の保険会社などの場合は、解約返れい金の計算方法などで、お客さまに不利益になることがあります。
  3. 現在のご契約を解約し、新たにご契約いただく場合は、補償の内容や付帯サービスの内容が異なる場合があります。

★このチラシの詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

#### 保険金・返れい金などのお支払いに関する留意事項のご説明

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きにもとづき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。ただし、この商品は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金などの8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

#### 共同保険に関するご説明

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独個々に保険契約上の責任を負います。



株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111  
ホームページアドレス <http://www.sampo-japan.co.jp>

お問い合わせ先